

# 子育て応援とうきょう会議 会則

平成20年5月26日制定

平成21年1月26日一部改正

平成21年5月26日一部改正

(名称)

第1条 この会議は、子育て応援とうきょう会議（以下「とうきょう会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 とうきょう会議は、事務所を東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都福祉保健局少子社会対策部計画課内に置く。

(目的)

第3条 子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるとともに、子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てできる環境を整備することは、社会全体で取り組まなければならない重要な課題である。そのため、様々な分野の関係機関・団体が連携しながら、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支援することのできる東京の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 とうきょう会議は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) とうきょう会議参加団体の主体的な取組の促進に関すること
- (2) 社会全体で子育てを支援する機運の醸成に関すること
- (3) とうきょう会議参加団体間の連携に関すること
- (4) その他、とうきょう会議の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第5条 とうきょう会議は、別表に掲げる団体・委員をもって構成する。

2 前項の団体・委員のほか、第3条の目的に賛同する団体を協働会員として組織する。

(役員)

第6条 とうきょう会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内（うち1人は実行委員長が兼務する。）

(3) 実行委員 15人以内

- 2 会長は、委員の中から委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 実行委員は、全体会議の同意を得て会長が任命する。ただし、同意を得る時間がないときは、任命後全体会議で承認を求める。

(職務)

第7条 会長は、とうきょう会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 実行委員は、実行委員会を構成し、この会則の定め及び全体会議又は実行委員会の議決に基づき、とうきょう会議の業務を執行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は定めない。ただし、全体会議で定めたときはその期間とする。

(会議の種別)

第9条 とうきょう会議の機関として全体会議及び実行委員会を置く。

(全体会議の構成)

第10条 全体会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 全体会議は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 会長の選任及び実行委員の任命に関する同意
  - (2) 会則の改正
  - (3) 解散
  - (4) その他運営に関する重要事項
- 3 全体会議は、委員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は出席委員の過半数による。

(全体会議の開催)

第11条 全体会議は、原則として毎年度2回開催する。

(全体会議の招集等)

第12条 全体会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、全体会議への出席又は資料の提出等を求めることができる。

(全体会議等の公開)

第13条 全体会議及びこれに係る資料は、原則として公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(実行委員会の構成)

第14条 実行委員会は、会長から任命された実行委員及び東京都を代表する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 東京都を代表する者は、実行委員会においては実行委員と同様の議決権を有するものとする。

3 実行委員長は、実行委員の中から実行委員の互選により選任する。

(実行委員会の権能)

第15条 実行委員会は、第4条に掲げる事業を執行するため、次の事項を審議決定し執行する。

(1) 第4条に掲げる事業の具体的な企画・立案

(2) 会則別表の改正

(3) 予算及び決算

(4) その他実行委員会が必要と認めた事項

2 実行委員会は、構成員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は構成員の過半数による。

(実行委員会の招集等)

第16条 実行委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 実行委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、実行委員会への出席又は資料の提出等を求めることができる。

(協働会員)

第17条 協働会員は、とうきょう会議が実施する第4条の事業に協力するか又はとうきょう会議と協働して子育て支援に関する取組を実施するものとする。

(経費)

第18条 とうきょう会議の会計は、事業の実施に伴う収入、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 とうきょう会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第20条 とうきょう会議の事務及び会計を処理するため、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長は、とうきょう会議の事務及び会計を統括し、職員は事務局長の命を受け、事務及び会計を処理する。

4 事務局長には、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長の職にある者をもって充てる。

(監査)

第21条 経費の適切な執行のため、監事を置く。

2 監事は、とうきょう会議の経費の執行について監査する。

3 監事には、東京都福祉保健局総務部企画計理課長の職にある者及び少子社会対策部保育支援課長の職にある者をもって充てる。

4 監査は、当該年度の事業終了から翌年度の4月30日までに行うものとする。

(補則)

第22条 この会則に定めるもののほか、とうきょう会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成19年10月24日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年1月26日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年5月26日から適用する。